

## 「安全教育」という考え方

解説／矢萩恭子

(大学教員)

する記事が見られるようになります。

保育という當みの根底には、今も昔も幼い命を守り育むという絶対条件が存在しています。このことは、『婦人と子ども』が創刊された一九〇一年当初から、家庭生活における健康、衣服、食事、病気、睡眠時間などに関連する記事が繰り返し取り上げられてきたことからもわかります。また、一九二〇年代の『幼児教育』および一九二三年第七号以降の『幼児の教育』では、乳幼児の死亡率に対して、あるいは関東大震災後の復興から、母性保護、母子保護、幼児保護の考え方の下、社会的動きとして、児童保護協会の設立や乳幼児愛護デーの制定などが行われている様子が載っています。昭和期に入ると、幼稚園における環境や、都市の幼稚園と幼児の保健に関

する記事が見られるようになります。  
やがて、戦後を迎え、幼稚園の保育内容・方法の基準を示した「保育要領」が一九四八年三月に刊行されますが、これを改訂する形で一九五六年に最初の「幼稚園教育要領」が編集され、当時の学校教育法により「健康、安全で幸福な生活のために必要な日常の習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること」が目標の一つとされました。このころ、『幼児の教育』誌上には「安全教育」「安全指導」という言葉が登場します。

ここでは、安全教育を教育課程にどのように位置付けるか、そのための資料として書かれた幼稚園教諭舟木哲朗による記事を紹介しましょう。

矢萩恭子（やはぎやすこ）

田園調布学園大学准教授。学内で学生と共に二歳児保育室を実践中。保育所等や行政との連携も模索中です。

## 安全教育のための計画

### —その基礎資料について—

舟木哲朗（島根大学教育学部付属幼稚園教諭）

（一九五七（昭和三十二）年 第五十六巻第三号）

健康で安全な生活をさせるということは、幼児教育においては何にも優先して第一に取り上げられなければならない問題である。学校教育法第七十八条でも、幼稚園教育要領（二ページ）の具体目標でも、最初にこのことに触れているのは、人命を尊重する民主主義の立場から当然のことであろう。

われわれが「安全教育」と言つ場合、それは、児の園生活のすべて、および通園途上、更に家庭へ帰つてからの生活も含め、幼児生活の全部にわたるものでなければならない。そして、これら幼児の全生活のそれぞれの場において、それぞれの生活に即して行われるものでなければならない。したがつて、特別な例外的なものを除いては、安全教育という特

別な活動を行うのではなく、いろいろな活動に付随して指導するものが多い。

このよだな観点からすれば、安全教育の計画は、教育課程に全面的に取り上げるべきであつて「安全教育」という活動の領域を準備するのは適当でない。

幼稚園教育要領による、幼稚園の教育内容を示す六「領域」は、これを、目標の領域と解釈すれば納得がいくけれども、活動の領域と解してはならない点がたくさんある。安全教育についての考え方もある一つである。即ち、幼稚園教育要領によれば、幼稚園教育の具体的な目標として（二ページ）「健康で安全な生活ができるようになる」という項目があり、その中に四つの小項目が示されている。そして、教育内容として「健康」のところに（六十九ページ）「健康生活のためのよい習慣を身につける」「伝染病その他の病気にかからないようにする」「けがをしないようにする」という項目があり、それぞれ若干の小項目が示されている。ところで、「社会」以下の五領域の内容には、安全教育らしいねらいは全然出て

来ない。もし六「領域」を活動の領域と解釈すれば安全教育については「社会」以下の領域では考えずに、特別な活動を準備することになる。こんなことは愚論かも知れない。しかし、現状から考えると、「領域」を、小学校における「教科」と同じに考えられたり、「領域」にこだわった活動が並べられた教育課程もよく見受けるので、また、以下私が述べようとしてすることについて誤解があつては困るので、解釈の立場を明らかにしたまでである。

右の通りであるから安全教育だけを取り出した指導計画ではなしに、児童の全生活の指導の中で常に安全教育が行われるような計画を立てなければならない。けれども、安全教育の内容、方法および指導のおおよその時期について、あらかじめ必要な資料を準備しておかなれば、教育課程構成の際に、もれるものがあつたり、指導に手ぬかりがあつたりして、不慮の災害を受けることが無いとも限らない。ここに挙げる計画は、このような意味での、教育課程構成のための資料として作製したものである。

ここでは、安全教育を狭義に解釈し、災害の防止に重点を置いた。

#### (一) 年間を通じ常に注意するもの

入園当初は特に重点的に指導すると共に年間を通して保育活動の中へ織り込むようにいろいろな形でしばしば取り扱う。

#### 1. 園内外の日常生活における事故防止

- \* 視界のきがぬ所へ石を投げない。
- \* 視界のきがぬ所から往来へ飛び出さない。
- \* 友だちに砂を投げない。
- \* 刃物を持って騒がない。
- \* 危険な遊びに気をつける。
- \* 棒をふりまわす・チャンバラ・プロレスごっこ・カンけり・ビー玉・釘打ちなど
- \* おしくらまんじゅうなどで、だれかがころんだら、すぐやめる。
- \* 危険な木登りをしない。
- \* 窓などへあがらない。

- \*廊下を走らない。
- \*走っている子にふざけて足をかけない。
- \*腰かけようと/orする子の椅子をふざけて取り除かない。
- \*物を口へ入れたり飲み込んだりしない。
- \*危険なけんかをしない。
- \*備品類の取り扱いに気をつける。
- \*下駄箱や戸棚を押したりひっぱったりしない。
- \*片付けの時物を乱暴に取り扱わない。
- \*造形活動の際道具（特に木工具や鋏など）の取り扱いに気をつける。

## 2. 運動による事故の防止

- \*急にはげしい運動をしない。
- \*運動種目別に特有な起りやすい外傷を知り、それを防ぐ。

- \*遊び場に危険物があれば除去する。
- \*運動に適する服装をする。

- \*病気の時、疲労している時、気のすすまぬ時などは運動しない。
- \*能力相応の運動をする。
- \*遊びのルールを守る。

- \*合理的な運動の技術を身につける。
- \*交通事故の防止

- \*右側通行を守る。

- \*横に並んで歩かない。

- \*自動車のあとを追って走らない。

- \*横断歩道（ある場合）を渡る。

- \*信号（ある場合）に従う。
- \*道路を横断する時は、左右をよく見て渡る。
- \*路上で遊ばない。

- \*雨などでずきんをかぶっている時は、特に乗物に注意する。
- \*乗物への乗り降りを正しくする。

## 4. 性事故・誘かいの防止

- \*おいしゃさんごっこに注意する。

- \*知らぬ人について遠くへいかない。
- \*外では一人で遊ばない。

## 5. 非常災害の際の避難訓練

- \*非常災害の時の出入口・通路・集結場所などをよく知

つておく。

\*指示された通り敏速に集合する。

\*避難する時

- ・大切なものでも捨てて行動する。(教師の指示による)
- ・指揮者以外は無言で行動する。
- ・先を争わず敏速に行動する。原則として走らない。
- ・点呼や集結が敏速確實にできるようにする。

右の全部について入園当初に徹底させることがで  
きるとも思われないし、また、入園当初にすぐ実施  
しなくてもよいものもある。それで、右のうち、急を  
要するものから順に教育課程へ織り込むようにする。

(2)食事

- ③健康に異状があつたら申し出る。
- ④過労の防止

- ⑤伝染病発生の場所へ近寄らない。
- ⑥常に身のまわりを清潔に保つ。
- ⑦きたない所で遊ばない。
- ⑧ハンカチ・ハブラシなどは自分のものを使う。
- ⑨指や玩具を口へ入れない。

2. 生物による事故の防止

- ①毒草、または多量に食べると害のあるもの
- ②かぶれるもの
- ③毒針のあるもの
- ④とげのあるもの

- ⑤家庭や野外で人体に有害な動物
- ⑥人体に有害な水中動物
- ⑦動物園で注意を要する獣類
- ⑧動物園で注意を要する鳥類

(紙面の都合上、以下、項目のみ掲載します。——編集部)

## 1. 伝染病の予防

①手洗(正しい洗い方消毒液の使い方)

右のうち、伝染病の予防に関するものは、平素か  
ら常に指導しておかなければならないが、特に流行  
時は強調する必要がある。動植物に関するものは、

指導の時期を適切に選ぶ必要があり、特に植物については、名称を覚えることが大切なではなく、実物を見て、眼で知ることが大切である。

(三)限られた時期に集中的に指導するもの

主として季節的なもので期間もあまり長くはなく時期が限定されているのでその時期だけに集中的に指導する。

×      ×      ×      ×

1. 梅雨期の衛生

- ①赤痢と疫病の予防    ②食中毒の予防
- ③胃腸病の予防    ④栄養障害の予防
- ⑤風邪の予防    ⑥皮膚病の予防

2. 夏季の注意

- ①日射病の予防    ②胃腸病の予防
- ③過労防止    ④危険の防止

3. 冬季の注意

- ①規則正しい生活をする。

- ②寒さに負けない。感冒の予防

- ③「ひび」「あかざれ」の予防

一般的に言つて、夏季は幼児の身体を病気から守つてやることに力点を置くべきであり、冬季は積極的な鍛錬（勿論発達段階に即した、無理のない）に力点を置き、それに伴う危害の防止に配慮すべきである。

④雪や氷による危害の防止  
⑤火に伴う危害の防止

以上の資料に基づいて教育課程を構成する場合、最初にも述べたように、安全教育としての活動なし特別な指導として単独に考へるのではなく、また、六「領域」別の活動を計画して「健康」の所にまとめるのではなく、「健康」は勿論、「社会」以下の各領域で取り上げられている経験を準備する場合にも当然安全教育という立場は必要になつて來るので、右の資料そのままではなくて、これを、幼稚園生活にわたるように再構成する必要がある。したがつてこれはどこまでも「資料」であつて、安全教育の教育課程ではないことを重ねて申し添えたい。